

令和3年第7回教育委員会会議定例会 議事録

- 午後 1時30分開会
- 1 日 時 令和3年7月29日(木)
- 午後 2時40分閉会
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 高田教育長, 市川委員, 竹下委員, 西川委員, 平田委員
- 4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長, 中川事業調整監,
木原総務学事課教育総務係主任
竹原市教科用図書採択地区選定委員会
中学校及び義務教育学校後期課程 副会長 北村 一

5 会議事件

付議案件

議案第46号 竹原市教育委員会表彰について

議案第47号 竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第48号 竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について

議案第49号 令和4年度使用竹原市中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について

議案第50号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について
(令和2年度教育委員会関係決算案)

○高田教育長

ただいまから、令和3年第7回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第46号は公開することにより、公正な審議に支障が生じる可能性があるため、議案第50号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第46号は公開することにより、公正な審議に支障が生じる可能性があるため、議案第50号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議することに決定しました。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。はじめに、議案第47号「竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第47号「竹原市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」でございます。現在のいじめ問題調査委員会委員の2年間の任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものでございます。資料8ページをご覧ください。竹原市いじめ問題調査委員会設置条例により、委員5名以内をもって組織する事となっております。今年度も前回に続き、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、その他教育委員会が必要と認めるものの5人で組織する予定であります。当日配付資料の1ページをご覧ください。広島弁護士会の高盛氏、馬場病院 馬場医師、広島文教大学 今崎教授には、引き続きお願いしようと考えております。今回新たに広島県臨床心理士会 高田氏は、山陽女子短期大学教授で、心理士会からの推薦によりあげております。また、竹原市社会福祉課住田課長は今年度異動により、新たにお願しようと考えております。よろしくお願いいたします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 人選について異論はありませんが、実際に委員会が議論したのは、任期

中に何回ありましたか。

○大橋課長 2年前の9月に第1回委員会を行いました。そこで、基本法等を委員で確認をしました。この会は重大事案が発生して、必要と認めたら召集することになっています。設置はしていますが、そういう事態はなかったので、1回目の会しか開催しておりません。

○竹下委員 事例がなかったというのは、いじめ問題がなかったということですか。

○大橋課長 いじめという定義に基づいて言えば、いじめ問題はあります。毎月各校からいじめに関する諸課題や事案は上がっておりますが、そういう事案を全てについて、この委員会を組織するのではなくて、その中でも重大と認めた案件に対して、学校及び竹原市教育委員会で調査や協議をしても、まだなお足りないということになってきたら、この会を開催していろいろな知見からいじめ問題に対して、意見をいただくこととなります。全てのいじめの問題をこの委員会にかける訳ではありません。

○高田教育長 少し付け加えますと、いじめ防止対策推進法というのがありまして、第28条に重大事態という定義がありまして、その重大事態というのが課長の説明にありましたが、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときと明示がされています。いじめがそれに該当するときに、この委員会が開かれる、そしてどう取り組んでいくかという示唆があるということになりますので、そのように御理解いただければと思います。要は重大事案に該当するものがなかったということです。

○竹下委員 重大であるかさほど重大でないかという基準は、あるのですか。

○大橋課長 先ほど教育長が法令の中での文言を言いましたが、重大事態の定義が明記されています。大きく二つありますが、児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合、あるいは当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされているというようなことで、こういうケースという具体例はないのですが、こういう定義に照らし合わせ

ながら、それぞれ事案を協議して、重大とみなすかどうか決めています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第48号「竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第48号「竹原市文化財保護委員会委員の委嘱について」でございます。議案書9ページをご覧ください。竹原市文化財保護委員会委員の任期が令和3年7月31日付けをもって任期満了となるため、その後任委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案書11ページをご覧ください。根拠法令の記載にありますように、竹原市文化財保護条例第12条の規定により、委員の定数は7人以内となっており、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。前回と同様に、古文書や公文書等、文献史学が専門の広島大学石田准教授、文化財学や考古学が専門の奥田元宋・小由女美術館植田館長、考古学が専門の県立広島大学鈴木教授、近世史の歴史学が専門の広島国際学院大学棚橋非常勤講師、古建築が専門の奈良女子大学藤田教授、樹木医の大信産業の村上さんに引き続き委員をお願いしたいと考えております。また、今回新たに、仏教美術、美術工芸が専門の徳島文理大学濱田教授に委員をお願いしたいと考えています。濱田委員は、文化財指定に向けて文化財保護委員会に諮問している長善寺の木造裸形着裝阿弥陀如来立像の調査に専門的な見識から関わっていただき報告書を作成していただいております。

す。任期につきましては、令和3年8月1日から令和5年7月31日までの2年間となります。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 高野信行さんが旧の欄にありますので、退任されて、濱田宣さんが新任ということだと思いますが、高野さんの退任理由と分野等の説明をお願いします。

○堀川課長 高野委員は、郷土史が専門でございます。委員の就任につきましては、年齢の目安を70歳と考えておりまして、高野さんは70歳を超えていますので、今回再任しないということになりました。

○平田委員 7名の委員がいて、文化財を指定する時は7名皆の同意がいるのですか。例えば、長善寺の仏像の指定については、仏教美術の専門の先生が素晴らしいと言えば、それで認められるのですか。

○堀川課長 文化財指定にあたって、専門の先生の意見になるのか、全員の意見になるのかということですが、報告書は専門の見識から書いていただいて、それを委員で見ていただいて、価値があるものということで全員の意見を反映させながら、諮問への答申ということで作業しています。

○平田委員 7名の先生は、他の市町村の文化財保護委員会委員も兼ねられていますか。

○堀川課長 先生方の全ての経歴を把握してはいないのですが、植田館長は、元広島県教育委員会の文化財課長をされていまして、その後広島県立歴史博物館長をされました。鈴木教授は、現在広島県文化財保護審議会の委員長をされています。棚橋非常勤講師は、元広島県文化財保護審議会の委員長でございました。石田准教授については、図書館の古文書の整理の関係で関わりを持っていただいたり、藤田教授は、古建築が専門ですので、町並み保存地区の審議会にも入っていただいています。村上さんは樹木医ということで市内の樹木に関する指導助言をいただいております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり承認することに御異

議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第49号「令和4年度使用竹原市中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択について」を議題といたします。ここで事務局から、説明員として、竹原市教科用図書採択地区選定委員会中学校及び義務教育学校後期課程副会長の入室の許可について申出があります。これを許可することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって説明員の入室を許可します。関係課および説明員より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、令和4年度に中学校及び義務教育学校後期課程で使用する中学校用教科用図書の社会科（歴史的分野）の教科書を採択するものでございます。

具体的には、これより、選定委員会副会長の吉名学園北村教頭から調査研究報告書をもとに選定委員会答申について説明をさせていただきます。

○北村教頭 まず、最初に、教科用図書採択に関する日程について御説明します。

6月11日第1回選定委員会、6月18日第1回調査委員会、6月24日第2回調査委員会、7月16日第2回選定委員会を開催しております。つまり、選定委員会を2回、調査委員会を2回開いたということでございます。それでは、調査研究委員会からの報告を基に、選定委員会で審議した

結果を答申いたします。なお、これから申し上げる内容は、選定委員会での内容です。答申の表紙をめくっていただき「令和4年度に使用する教科用図書の調査・研究の観点について」をご覧ください。調査研究の観点5つです。観点1基礎・基本の定着 教科の基礎的・基本的な内容を確実に定着させるため指導内容の工夫がなされているか、観点2主体的に学習に取り組む工夫 問題解決的な学習，体験的な学習を取り入れるなど，生徒の主体的な学習を引き出す指導方法の工夫がなされているか，観点3内容の構成・配列・分量 伝統や文化についての教育の充実や教科横断的な学習の充実にふさわしい内容の構成・配列・分量となっているか，観点4内容の表現・表記 さし絵，地図，図表等の資料が有効に使われ，生徒にとって親しみやすい表現・表記になっているか，観点5言語活動の充実 教科の特質に応じて，思考力・判断力・表現力を育成するための言語活動の工夫がなされているかです。それでは，選定委員会で評価のもっとも高かった教科書について説明させていただきます。調査研究を行った教科書は現在採択をしている東京書籍と，新たに発行される自由社の2社です。対象となった2社の図書は，いずれも1単位時間を見開き2ページとして学習課題とまとめを示し，本時の目標を分かりやすく明示しています。また，どちらの教科書もキャラクターを用い，生徒が親しみやすくなるような工夫がされており，本文と資料のレイアウトは，どちらも中心部に本文を配置するなど，生徒の学習に配慮した表記や構成となっています。とりわけ，東京書籍は，章始めと章末に「探究課題」や「探究ステップ」が提示され，二次元バーコードによりICTを活用した学習ができるようになっており，生徒が主体的に学習課題を進め，振り返る工夫があります。東京書籍の教科書の19ページ，59ページにこのように探究課題が示されていたり，章末には探求ステップが示されています。写真資料等に，分野関係，教科関連を示すマークを表示しており，他分野や他教科との関連が分かる工夫があります。ユニバーサルデザインフォントを採用し，1ページあたりの行数

や文字数を統一するとともに、全ての生徒の色覚特性に適応するようにデザインしています。グループで対話的に課題に取り組む「みんなでチャレンジ」や学習のまとめの活動において思考ツールを用いて表現するページを設定しています。具体的には、61ページをご覧いただいたら、分かると思います。思考ツールとプラフラグチャートという思考を手助けする思考ツールを使っています。これだけではなく、様々な思考ツールを使用しています。また、次のページをご覧ください。出版社毎に5つの観点のそれぞれについて優れていると評価したものの一覧です。優れていた観点到星印をつけております。そして、右端の二重丸は星の合計の数が最も多かったもの、つまり、選定委員会で評価のもっとも高かった教科書を表しています。以上で、選定委員会報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大橋課長 以上選定委員会の答申をもとに、令和4年度竹原市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する社会（歴史的分野）の教科用図書採択についてご審議いただきますようお願いします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 2点ご質問させていただきます。東京書籍を選定した理由の中の丸項目が4つありますが、1番目の丸項目の2次元バーコードにICTを活用できるようになっているということがありましたが、自由社は、バーコードからICTを活用した学習につながる仕組みはなかったということでしょうか。2点目が、下から2番目にユニバーサルフォントがありますが、もう少し具体的に説明していただければと思います。

○北村副会長 1点目の2次元バーコードにつきましては、東京書籍にはございましたが、自由社には見当たりませんでした。2点目のユニバーサルデザインフォントにつきましては、教科書を開いていただいたら分かると思いますが、非常に見やすい、本文と解説の文字についての色分けが非常に見やすく、ふりがなの文字の濃度を濃くしているということがあります。

- 西川委員 ユニバーサルデザインのフォントという理解としては、見た際に文字が見やすいというビジュアル的なもので大きさ的なものではないということが良いですか。
- 北村副会長 もちろんそうでございますが、それ以外にも円グラフや棒グラフの中に文字や数値を入れ、隣り合うデータは縁取りをする等の工夫であるとか、複数データが盛り込まれているグラフについては、データごとに色を変えているというような感じで見てすぐ分かるような工夫がされています。
- 大橋課長 西川委員さんの質問に少し付け加えさせていただきます。この観点が内容の表現、表記という観点になります。つまり、教科書を使用する全生徒にとって、見やすい、学習するにあたっての表記の仕方で学習意欲に向かうというあたりの表現、表記という観点もあります。副会長が申しあげましたようにパッと見て分かりやすいことやフォントやカラー配置等が本観点になりますので、こういう意味でのユニバーサルデザインフォントと捉えていただければと思います。
- 平田委員 東京書籍の丸が付いている2番目ですが、「写真資料等に分野関係、教科関連を示すマークを表示しており、他分野や他教科との関連が分かる工夫がある」とありますが、他分野は分かるが、他教科との関連というのはどういうことですか。先ほどユニバーサルデザインの話がありました。ユニバーサルデザインは、すっきりして見やすいイメージがあるのですが、マークを表示するとごちゃごちゃしないのですか。
- 北村副会長 他分野につきましては、社会科は3分野ありますので、どの分野と関連しているかということを図で表しています。例えば、写真があった場合は、公民的分野と一緒に学習できるというようなこと、他教科で言いますと文学を扱うことがありますので、国語科との教科横断的な視点での扱いをしていることが考えられます。
- 平田委員 個人的な感想ですが、そこはそんなに評価されるポイントなのですか。
- 北村副会長 カリキュラムマネジメントが重要視されていまして、その点を評価をし

ております。

○西川委員 別件になるかもしれませんが、自由社が1回漏れて今回あがってきましたが、漏れたところがどう直って出てきたのか分かれば教えてください。

○大橋課長 おそらく検定が通らなかった時点で自由社に対して、こことここがというところの指摘があり、そこが直されているという経緯があると思いますが、どの部分が改善点かということは申し訳ありませんが、把握していません。

○高田教育長 付け加えれば、今課長が答えたとおりですが、義務教育諸学校教科用図書検定基準を文部科学省は定めていますが、その中に教科共通の条件がたくさんあります。例えば、政治、宗教の扱いということ言えば、その中に8項目あって、中立性が確保されているとか、宗教との関係などを網羅した基準があるので、そのどこかに抵触する部分について、指摘があって、それが改善されない限り、検定教科書として認められないわけです。教育委員会としては、指摘事項が改善されていわゆる検定教科書と認められたという事実を通知で知ることになり、この度改めて教科用図書の採択事務を行ったということになります。

○高田教育長 それでは、意見が出尽くしましたので、ただいまの意見をもとに採択原案を作成します。選定委員会の答申で推薦された教科書をもとに、採択原案を作成したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。これより、採択原案を作成しますので暫時休憩とします。

(休憩)

○高田教育長 それでは休憩を閉じまして、採択原案を確認します。種目「社会（歴史的分野）」は、東京書籍株式会社です。よろしいでしょうか。お諮りいたします。議案第49号は、採択原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、採択原案のとおり採択することに決定いたしました。説明員は退室してください。以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第7回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和3年7月29日 午後2時40分閉会